



青森県報

号外第三十九号

平成十四年四月一日(月曜日)

目次

告 示

○鳥獣保護事業計画の樹立……………(自然保護課) ……一

告 示

青森県告示第百五十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第一条ノ二第一項の規定により第九次鳥獣保護事業計画を次のとおり立てたので、同条第四項の規定により公表する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

第 9 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 書

平成 1 4 年 4 月 1 日 から

5 年 間

平成 1 9 年 3 月 3 1 日 まで

青 森 県

第1	計画の期間	-----	1
第2	鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定並びに休猟区の設定並びにこれらの整備に関する事項	-----	1
1	鳥獣保護区の設定	-----	1
	(1) 方針	-----	1
	① 設定区分に関する中長期的な方針	-----	1
	② 設定区分ごとの方針	-----	1
(2)	鳥獣保護区の設定計画	-----	3
	① 鳥獣保護区の設定計画	-----	4
	1) 希少な鳥獣生息地の保護区	-----	4
	2) 身近な鳥獣生息地の保護区	-----	4
	② 既設鳥獣保護地区の変更計画	-----	5
2	特別保護地区の指定	-----	7
	(1) 方針	-----	7
	① 指定に関する中長期的な方針	-----	7
	② 設定区分ごとの方針	-----	7
(2)	特別保護地区指定計画	-----	7
(3)	特別保護地区指定内訳	-----	8
3	休猟区の設定	-----	9
	(1) 方針	-----	9
(2)	休猟区設定計画	-----	9
4	鳥獣保護区の整備等	-----	1
	(1) 方針	-----	1
	(2) 整備計画	-----	1
	① 管理施設の設置	-----	1
	② 生息環境の整備・改善事業、利用施設の整備	-----	1
	③ 調査、巡視等の計画	-----	1
第3	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	-----	2
1	鳥獣の人工増殖	-----	2
	(1) 方針	-----	2
	(2) 人工増殖計画	-----	2
2	放鳥獣	-----	3
	(1) 方針	-----	3
	(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	-----	3

第 4	有害鳥獣の駆除に関する事項	-----	1	4
1	被害防除に関する基本方針	-----	1	4
2	鳥獣による被害発生予察表の作成	-----	1	4
(1)	予察表	-----	1	4
(2)	予察発生予察地図	-----	1	5
(3)	予察表に係る方針等	-----	1	8
3	鳥獣の適正管理の実施	-----	1	8
(1)	方針	-----	1	8
(2)	防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	-----	1	8
4	有害鳥獣の駆除についての許可基準の設定	-----	1	8
(1)	方針	-----	1	8
(2)	許可基準	-----	1	9
5	駆除の適正化のための体制の整備等	-----	2	0
(1)	方針	-----	2	0
(2)	駆除隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	-----	2	0
(3)	指導事項の概要	-----	2	0
第 5	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	-----	2	0
1	基本方針	-----	2	0
2	鳥獣保護対策調査	-----	2	0
(1)	方針	-----	2	0
(2)	鳥獣生息分布調査	-----	2	0
(3)	希少鳥獣等保護調査	-----	2	0
(4)	カシノ・カモ・ハモ・クマドリ類一斉調査	-----	2	1
(5)	鳥獣保護区等の設定・管理等調査	-----	2	1
3	狩猟対策調査	-----	2	2
(1)	方針	-----	2	2
(2)	狩猟鳥獣生息調査	-----	2	2
(3)	放鳥効果測定調査	-----	2	2
(4)	狩猟実態調査	-----	2	2
4	有害鳥獣対策調査	-----	2	3
(1)	方針	-----	2	3
(2)	調査の概要	-----	2	3
第 6	特定鳥獣保護管理計画の樹立に関する事項	-----	2	3
1	方針	-----	2	3
第 7	鳥獣保護事業の啓発に関する事項	-----	2	4
1	鳥獣保護思想の普及	-----	2	4

(1)	方針	-----	2	4
(2)	事業の年間計画	-----	2	4
(3)	愛鳥週間行事等の計画	-----	2	4
(4)	傷病鳥獣の保護体制	-----	2	4
2	野鳥の整備	-----	2	4
3	野鳥モデル校の指定	-----	2	6
(1)	方針	-----	2	6
(2)	指定期間	-----	2	6
(3)	愛鳥モデル校に対する指導内容	-----	2	6
(4)	指定計画	-----	2	6
4	法令の普及徹底	-----	2	6
(1)	方針	-----	2	6
(2)	年間計画	-----	2	6

第 8 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項 ----- 2 7

1	鳥獣行政担当職員	-----	2	7
(1)	方針	-----	2	7
(2)	設置計画	-----	2	7
(3)	研修計画	-----	2	7
2	鳥獣保護員	-----	2	7
(1)	方針	-----	2	7
(2)	設置計画	-----	2	7
(3)	年間活動計画	-----	2	8
(4)	研修計画	-----	2	8
3	保護管理の担い手の育成	-----	2	8
(1)	方針	-----	2	8
(2)	研修計画	-----	2	8
(3)	狩猟者の減少防止対策	-----	2	9
4	鳥獣保護センター等の設置	-----	2	9
(1)	方針	-----	2	9
(2)	鳥獣保護センター等の施設計画	-----	2	9
5	取締り	-----	2	9
(1)	方針	-----	2	9
(2)	年間計画	-----	2	9

第 9 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項 ----- 3 0

1	有害鳥獣の駆除以外を目的とする鳥獣の捕獲についての許可基準の設定	-----	3	0
(1)	方針	-----	3	0
(2)	許可基準	-----	3	0

2	銃猟禁止区域の設定	3
(1)	方針	6
(2)	銃猟禁止区域設定計画	6
(3)	銃猟禁止区域設定内訳	6
3	猟区設定のための検討	8
(1)	方針	8
4	鳥類の飼養の適正化	8
(1)	方針	8
(2)	飼養適正化のための指導内容	8

第1 計画の期間

平成14年4月1日から平成19年3月31日までの5年間とする。

第2 鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定並びに休猟区の設定並びにこれらの整備に関する事項

1 鳥獣保護区の設定

(1) 方針

① 設定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区の設定は、第1次鳥獣保護事業計画から第8次鳥獣保護事業計画までにおいて、森林性鳥獣のための鳥獣保護区は十分必要量を確保したほか、その他の鳥獣保護区についても適正に配置されてきたものである。

第9次鳥獣保護事業計画の設定方針としては、特定の鳥獣の保護繁殖上重要な地域等について鳥獣保護区を設定するほか、現在の鳥獣保護区の区域等の見直し及び存続期間の更新を重点的に進めていくこととする。

第9次鳥獣保護事業計画では、環境省によるレッドリストでは絶滅危惧Ⅱ類として、青森県版レッドデータブックではブルーランクとして掲載されているコジュリン等の希少鳥獣の保護のための希少鳥獣生息地の保護区(1箇所)、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場としての身近な鳥獣生息地の保護区(1箇所)を新たに設定するほか、イヌワシや他の森林性鳥獣の保護繁殖を図るため、岩木山鳥獣保護区の区域を拡大することとした。

また、環境の変化により境界が不明確になった鳥獣保護区(2箇所)の区域を見直し、拡大することとした。

計画期間中に存続期間が満了となる41箇所の鳥獣保護区については存続期間の更新を行い、その際には、従来10年であった存続期間を法令上の最長期間である20年とするものとする。

これにより、平成18年度計画終了時には現在の113,691ha(県設70,036ha、国設43,655ha)より1,986ha多い115,677ha(県設72,022ha、国設43,655ha(ただし、計画期間中における新たな設定面積を除く。))の鳥獣保護区が設定されることとなり、これは県土面積960,626haの約12%に当たる。

また、本計画に掲げていないものであっても、鳥獣の保護繁殖を早急に図る必要のあるものは、速やかに生息調査を行い、利害の調整を図りながら、②の設定区分ごとの方針に従い、新たな鳥獣保護区の設定又は区域の拡大に積極的に努めるものとする。

② 設定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を設定し、地域における生物多様性の確保にも努めるものとする。

設定に当たっては、森林面積が概ね10,000haごとに1箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めるものとする。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

エ) 天然林

イ) 林相、地形が変化に富む地域

- ウ) 溪流又は沼沢を含む地域
エ) 餌となる動植物が豊富な地域

2) 大規模生息地の保護区
行動圏が広域に及び大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を設定し、地域の生物多様性の拠点の確保に努めるものとする。

設定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定するものとし、1箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

- ア 猛禽類又は大型獣類を含む多様な鳥獣が生息する地域
イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原など多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区
集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を設定するよう努めるものとする。

設定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルートを踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌、ねぐら又は休息のための後背地又は水面等も可能な限り含めるものとする。

ア 現在、県内において渡来する鳥類の種数又は個体数の多い地域

イ かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

4) 集団繁殖地の保護区
集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため、鳥しよ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について鳥獣保護区を設定するよう努めるものとする。

設定に当たっては、採餌、ねぐら又は休息のための後背地、水面等も可能な限り含めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区
環境省によるレッドリストに絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類若しくは地域個体群として掲載されている鳥獣、青森県版レッドデータブックに掲載されている種その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を設定するよう努めるものとする。

6) 生息地回廊の保護区
生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に設定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を設定するよう努めるものとする。

設定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生息や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとする。また、その際には、既設の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつけるなどにより、効果的な配置に努めるものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区
市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を設定するよう努めるものとする。

なお、現在設定されている誘致地区及び愛護地区の保護区については、身近な鳥獣生息地の保護区に移行させるものとする。

(2) 鳥獣保護区の設定等計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区設定の 目 標	既設鳥獣 保護区 (A)	本 計 画 期 間 に 設 定 す る 鳥 獣 保 護 区					本 計 画 期 間 に 区 域 拡 大 す る 鳥 獣 保 護 区							
			14年度	15	16	17	18	計(B)	14年度	15	16	17	18	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所 19,200ha	58	箇所 ha					1					1	2	1,401ha
大規模生息地	箇所		箇所 ha												
集団渡来地	箇所	8	箇所 ha												
集団繁殖地	箇所	8,736	箇所 ha												
希少鳥獣生息地	箇所	2	箇所 ha					1							
生息地回廊	箇所	441	箇所 ha												
身近な鳥獣生息地	箇所	14	箇所 ha					1					1	1	
	箇所	4,514	箇所 ha					2					83	83	
	箇所	82	箇所 ha					2					1	1	
計	箇所	70,036	箇所	502ha				502	1,284ha				83	117	1,484ha

14年度	本 計 画 期 間 に 区 域 縮 小 す る 鳥 獣 保 護 区					本 計 画 期 間 に 廃 止 又 は 期 間 満 了 に よ り 消 滅 す る 鳥 獣 保 護 区					計(D)	計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**	
	15	16	17	18	計(D)	14年度	15	16	17	18				計(E)
ha					ha							1,401	58	57,746
ha					ha									8
ha					ha									8,736
ha					ha									3
ha					ha									941
ha					ha									15
ha					ha									4,599
ha					ha									84
ha					ha									72,022

* 箇所数 B-E
面積 B+C-D-E

** 箇所数 A+B-E
面積 A+B+C-D-E

※ 鳥獣保護区設定の目標の欄の数字は、第9次鳥獣保護事業計画の基準（平成13年1月23日環境省告示第2号）により、森林鳥獣生息地の保護区については、森林面積10,000haごとに1箇所を設定し、1箇所当たり300ha以上の面積となるよう努めることとされていることから、本県の森林面積（約64万ha）からそれぞれ64箇所、19,200ha（64箇所×300ha）と記載されているものである。

① 鳥獣保護区の設定計画

1) 希少鳥獣生息地の保護区

(第2表)

年 度	保護対象鳥獣名	鳥 獣 保 護 区 設 定 所 在 地	鳥 獣 保 護 区 予 定 名 称	設 定 面 積	設 定 期 間	備 考
平成14年度	コジユリシ、チュウヒ、 ハヤブサ	西津軽郡木造町大字館岡	平滝沼 鳥獣保護区	500 ha	20 年	休猟区
合 計			1 箇所			

2) 身近な鳥獣生息地の保護区

(第3表)

年 度	鳥 獣 保 護 区 設 定 所 在 地	鳥 獣 保 護 区 予 定 名 称	設 定 面 積	設 定 期 間	備 考
平成14年度	今別町大字今別	今別八幡宮	2 ha	20 年	
合 計		1 箇所			

② 既設鳥獣保護区の変更計画

(第4表)

年 度	設定区分	鳥獣保護区名	変更区分	設定面積の異動			変更後の設定期間	変更理由	備 考					
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積								
平成14年度	森林鳥獣生息地	岩木山	区域拡大	503ha	1,284ha	1,787ha	平成14年11月1日から平成23年10月31日まで	イヌワシ等森林鳥獣生息地確認期間満了						
		集 団 渡 来 地	岩木川	期間更新	275	0	275			平成14年11月1日から平成34年10月31日まで				
		森林鳥獣生息地	阿闍羅	"	2,283	0	2,283			"				
		身近な鳥獣生息地	金屋	"	140	0	140			"				
		森林鳥獣生息地	飯詰	"	1,197	0	1,197			"				
		"	権現崎	"	673	0	673			"				
		身近な鳥獣生息地	左組	"	1,375	0	1,375			"				
		集 団 渡 来 地	間木	"	250	0	250			"				
		森林鳥獣生息地	小沢	"	506	0	506			"				
		"	桑畑山	"	2,600	0	2,600			"				
		計		10箇所	9,802ha	1,284ha	11,086ha							
		平成15年度	森林鳥獣生息地	舟岡	期間更新	624ha	0ha			624ha	平成15年11月1日から平成35年10月31日まで	期間満了		
"	座頭石			"	573	0	573	"						
"	上市川			"	453	0	453	"						
"	市浦			"	706	0	706	"						
"	向旗屋			"	785	0	785	"						
"	薬研			"	1,132	0	1,132	"						
"	西赤石山			"	1,442	0	1,442	"						
計				7箇所	5,715ha	0	5,715ha							
平成16年度	集 団 渡 来 地			蟹田	期間更新	410ha	0ha	410ha	平成16年11月1日から平成36年10月31日まで	期間満了				
				森林鳥獣生息地	大川	"	765	0	765					"
				集 団 渡 来 地	平川・浅瀬石川	"	865	0	865					"
				身近な鳥獣生息地	葛川	"	28	0	28					"